

第 2 回 館 山 市 議 会 定 例 会 會 議 録

(第 4 号)

1 平成元年6月26日(月曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 27名

1番	脇田 安保	2番	永井 龍平
3番	田沢 勝信	4番	庄司二三男
5番	岩村 勝弘	6番	山崎 雅己
7番	生稲 陞	8番	鈴木 勝美
9番	山口 康雄	10番	鈴木 忠夫
11番	神田 守隆	12番	榎本 春光
13番	山中金治郎	14番	小宮 利夫
15番	横溝 功	16番	石井 昌治
17番	石井 謀	18番	日下 君敏
19番	川名 正二	20番	福原 勤
21番	辻田 実	22番	黒川 平治
23番	流山源次郎	25番	渡辺 昭夫
26番	近藤 好雄	27番	林 豊
28番	飯田 義男		

1 欠席議員 なし

1 出席説明員

市長	半澤 良一	助役	小倉 澄男
収入役	渡辺 弘	市長公室長	錦織 茂
総務部長	渡辺 秀夫	民生部長	小幡 清之
経済部長	安西 良一	水道課長	鈴木 信一
教育委員会 委員長	杉村 芳枝	教育委員会 委員長	福原 修
選挙管理委員会 委員長	加藤 利	選挙管理委員会 委員長	佐藤 澄雄
監査委員	鈴木 重司	監査事務局 局長	熊坂 桂一
農業委員会 委員長	斎藤 明	農業委員会 委員長	岩城 昭

1 出席事務局職員

事務局長 川上 義雄
書記 鈴木 哲
書記 加藤 浩一

事務局長補佐 兵藤 恭一
書記 鈴木 修一

1 議事日程（第4号）

平成元年6月26日午前10時開議

日程第1 継続審査について

日程第2 { 議案第43号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 平成元年度館山市一般会計補正予算（第2号）

日程第3 { 議案第44号 館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 平成元年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成元年度館山市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第45号 館山都市計画事業館山駅西口地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 { 請願第17号 大井地区の山砂採取における公害防止についての請願書

議案第19号 平砂浦海水浴場開設を求める請願書

日程第6 常任委員会委員の選任について

開 議 午前10時02分

◎議長（飯田義男君） 本日の出席議員数26名、これより第2回市議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

継続審査について

◎議長（飯田義男君） 日程第1、継続審査についてお諮りいたします。

文教民生委員会において継続審査中の議案第27号館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、建設経済委員会において継続審査中の議案第32号館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第33号館山市国民宿舎利用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、それぞれ委員長から慎重審査の必要上、会議規則第104条の規定により、引き続き閉会中の継続審査とされたいとの申し出がありました。

議案第27号、議案第32号及び議案第33号をそれぞれ委員長からの申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号、議案第32号及び議案第33号は、いずれも引き続き閉会中の継続審査とすることに決しました。

次いで、総務委員会において審査中の請願第18号消費税廃止決議と公共料金の値上げ反対を求める請願書について、委員長から慎重審査の必要上、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査とされたいとの申し出がありました。

請願第18号を委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、請願第18号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程

◎議長（飯田義男君） 日程第2、議案第43号及び議案第46号の各議案を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

◎議長（飯田義男君） ただいま議題となりました各議案は、6月20日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長小宮利夫君。御登壇願います。

（総務委員会委員長小宮利夫君登壇）

◎総務委員会委員長（小宮利夫君） ただいま議題となりました議案第43号及び議案第46号にかかわる総務委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

去る6月20日の本会議におきまして本委員会に付託されました各議案につきまして、6月21日委員会を招集し、慎重に審査を行いました。

以下、その質疑応答等主なものについて申し上げます。

まず、議案第43号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の課税限度額の引き上げについて、前年度に39万円から40万円に引き上げているが、その後も医療費の上昇、被保険者の所得の増加等が続いており、課税限度額世帯が増加し、切捨額が増加している。この切捨額の増加分を低所得者が負担することになるため、今回限度額の引き上げを行い、低所得者の負担軽減を図るものである。なお、県下28市中24市で同様の改正があるとの情報を得ているとの説明がありました。

また、課税限度額に該当するのは年収 700万円程度であるとの説明がありました。

次に、保険税の県下各市との比較では、1世帯当たりの調定額について28市中上から9番目であるとの説明がありました。

次に、今回の改正に伴う増収はどの程度かとの質問に対して、課税限度額世帯は 837世帯で、1,674万円賦課金額が伸びるが、4割軽減世帯にかかわる加算額の引き上げ関係で新たに13世帯が該当になること、さらに公的年金等受給者の税負担の調整関係があり、差し引き 125万 5,000円の増であると

の説明がありました。

次に、前年度黒字決算だったが、剰余金を保険税の軽減に充てる考えはないかとの質問に対しまして、財政調整基金積み立て分は軽減に充てることはできるが、今回の医療費の前年対比減については明確な分析ができず、本年度もまた下がるという予測はできないので、今回は財政調整基金に積み立てることとしたとの説明がありました。

次に、議案第46号平成元年度館山市一般会計補正予算（第2号）であります。

歳入において、老人保健特別会計繰入金が大きく減額されている理由について説明を求めたところ、前年度の支払基金交付金等の不足分を一般会計で一時立てかえ、翌年度に繰入金として精算されるものであるが、63年度は交付率がよく、一時立替金が少なく済んだためであるとの説明がありました。

次に、歳出の不動産鑑定委託料に関連して、リゾート開発に当たっては地域住民に企業の具体的な計画内容を知らせるべきではないか、また市の積極的な取り組みが必要であるとの意見がありました。

さらに、現在出ている3つのゴルフ場計画は県の規制の範囲内にあるのかと伺いましたところ、49年に事前協議を凍結、59年に特例ということで一部緩和され、行政区域の3%となったが、さらに半島振興法の関係で、指定地域については3%プラス2カ所となり、現在の計画はその範囲内にあるとの説明がありました。

以上、本委員会におきます審査の概要を申し上げましたが、採決の結果、付託を受けました議案第43号及び議案第46号については、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会委員長報告を終わります。

◎議長（飯田義男君） 委員長の報告は終わりました。

質 疑 応 答

◎議長（飯田義男君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。

— 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長（飯田義男君） これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

11番議員神田守隆君。御登壇願います。

（11番議員神田守隆君登壇）

◎11番（神田守隆君） 議案の第43号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をいたします。

昭和63年度国民健康保険会計決算見込みでは、全国的には医療費支出は伸びているにもかかわらず、当市の医療費は対前年度比97.4%と62年度の医療費支出を下回りました。このことは、館山市国保にとっては画期的な出来事であろうと思います。

国保税は既に市民の負担の限界を超えているとこれまでもたびたび指摘したところであります。この国保税の負担がふえてきたことは、医療費支出がふえてきたからでありました。ところが、昨年度は現実には医療費が対前年度を下回ったのですから、当然国保税は税率を引き下げ、値下げすべきであります。対前年度医療費が減少したために、63年度は決算剰余金が2億 5,870万円見込まれますが、ここから6,400万円を財政調整基金に積み立てるとしております。医療費は下がったにもかかわらず、なぜ税率の引き下げをしないのでありましようか。私はこの財政調整基金への繰り入れよりも、現実には医療費が下がった以上、減税を実施するのが当然のことと考えます。

この点を指摘いたしまして、この国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論といたします。

◎議長（飯田義男君） 神田守隆君の討論を終わります。

以上で通告者による討論は終わりますが、通告をしない議員で討論はありませんか。— 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（飯田義男君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第43号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について起立により採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(飯田義男君) 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次いで、議案第46号平成元年度館山市一般会計補正予算(第2号)について採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長(飯田義男君) 日程第3、議案第44号、議案第47号及び議案第48号の各議案を一括して議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

◎議長(飯田義男君) ただいま議題となりました各議案は、6月20日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長石井 謀君。御登壇願います。

(文教民生委員会委員長石井 謀君登壇)

◎文教民生委員会委員長(石井 謀君) ただいま議題となりました議案第44号、議案第47号及び議案第48号にかかわる文教民生委員会における審査の

経過及び結果について御報告を申し上げます。

去る6月20日の本会議におきまして本委員会に付託されました各議案につきまして、6月21日委員会を招集し、慎重に審査を行いました。

以下、その質疑応答等主なものについて申し上げます。

まず、議案第44号館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回スタインウェイ社製のピアノの購入に伴ってその使用料を定めようとするものでありますが、スタインウェイ社製のピアノについては県内10市において設置されているとの説明がありました。

さらに、市民センターは体育施設兼用であり、施設の整備等を図ってから購入すべきものとする。導入の理由は何かとの質問に対しまして、現在ある2台のピアノが12年及び20年を経過し、老朽化してきている。市民に音楽を楽しんでもらうために、演奏家の評価の高い楽器を購入したとの説明がありました。

次に、議案第47号平成元年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

まず、過去数年間の医療給付費の対前年度比の状況について説明を求めましたところ、59年度 109.6%、60年度 114.0%、61年度 109.6%、62年度 109.2%、63年度決算見込みで97.4%であり、前年度を下回ったのは63年度が初めてであるとの説明がありました。

次に、今回前年度剰余金のうち 6,400万円を財政調整基金に積み立てるとしているが、医療費が下がったのは、予防医療の努力もされ、市民の協力もあったかと思う。その意味から、前年度剰余金は減税に充てるべきで、医療費を下げる努力をすれば現実には国保税は下がるという姿勢を行政として示すことが、今後の問題も含めて必要ではないかとの意見に対しまして、医療費が前年度より下回ったのは初めてのことであり、その原因について内容を分析しているが、明確になっていない。今後も予測できない状況にあるので、国保財政の長期的安定を図るべきであるという観点から、財政調整基金への積み立てを行うことにした。さらに、意識の高揚を図ることについては、今

までも行ってきたし、今後も努力していくが、税の軽減だけでなく、別の方法でも高揚は図られるとの説明がありました。

なお、財政調整基金については、国保財政の健全化のために、厚生省からは3年間の平均給付費の5%の保有が必要であると示されているが、本市におきましては60年度から基金の取り崩しを行い、現在の基金高は約218万5,000円となっており、流行性感冒の発生等に備え、約1億円程度は必要であると考えている旨説明がありました。

次に、討論を行い、前年度剰余金から6,400万円を財政調整基金に積み立てようとしているが、減税に回すべきで、実際に医療費が下がったことを住民の税負担に反映させる必要があるとの反対意見がありました。

以上、本委員会におきます審査の概要を申し上げましたが、採決の結果、付託を受けました議案第44号及び議案第48号については全員一致をもって、議案第47号については賛成多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教民生委員会委員長報告を終わります。

◎議長（飯田義男君） 委員長の報告は終わりました。

質 疑 応 答

◎議長（飯田義男君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。

— 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長（飯田義男君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はございませんか。— 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（飯田義男君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第44号館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次いで、議案第47号平成元年度館山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について起立により採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(飯田義男君) 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次いで、議案第48号平成元年度館山市老人保健特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長(飯田義男君) 日程第4、議案第45号館山都市計画事業館山駅西口地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

◎議長(飯田義男君) ただいま議題となりました議案第45号は、6月20日

の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よって、これより本案に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長川名正二君。御登壇願います。

(建設経済委員会委員長川名正二君登壇)

◎建設経済委員会委員長(川名正二君) ただいま議題となりました議案第45号館山都市計画事業館山駅西口地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について、建設経済委員会における審査結果について御報告申し上げます。

去る6月20日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第45号につきまして、6月22日委員会を招集し、審査を行いました。

本議案につきましては、館山駅周辺整備事務所の所在地を変更しようとするものでありまして、審査の結果、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済委員会委員長報告を終わります。

◎議長(飯田義男君) 委員長の報告は終わりました。

質 疑 応 答

◎議長(飯田義男君) ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。
— 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長(飯田義男君) これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。— 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長(飯田義男君) これより採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願書の上程

◎議長(飯田義男君) 日程第5、請願第17号及び請願第19号の各請願を一括して議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

◎議長(飯田義男君) ただいま議題となりました請願は、3月13日及び6月20日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よって、これより各請願に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長川名正二君。御登壇願います。

(建設経済委員会委員長川名正二君登壇)

◎建設経済委員会委員長(川名正二君) ただいま議題となりました請願第17号及び請願第19号にかかわる建設経済委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

去る3月13日及び6月20日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願につきまして、6月22日委員会を招集し、審査を行いました。

請願第17号大井地区の山砂採取における公害防止についての請願書につきましては、現地視察も行い、調査しましたが、採掘の後が乱脈で、地区民から公害対策の要望が出されるのは理解できるとの発言があり、採決の結果、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第19号平砂浦海水浴場開設を求める請願につきまして、まず市では当該場所は海水浴場として現状のままでは開設できないと考えているとの説明がありましたが、さらに関係者と十分な検討を行い、事故のないような対策を講じていただきたいとの意見があり、採決の結果、全員一致をもっ

て採択すべきものと決しました。

以上、建設経済委員会委員長報告を終わります。

◎議長（飯田義男君） 委員長の報告は終わりました。

質 疑 応 答

◎議長（飯田義男君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。

— 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長（飯田義男君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。— 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（飯田義男君） これより採決いたします。

採決は一括して行います。

議案第17号大井地区の山砂採取における公害防止についての請願書及び請願第19号平砂浦海水浴場開設を求める請願書についての委員長の報告は採決であります。

各請願を委員長の報告どおり採択と決しますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、各請願はいずれも採択と決しました。

日程の追加

◎議長（飯田義男君） ただいま発議案第3号館山市大井地区山砂採取に関する意見書についてが提出されました。

この際、本案を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程

◎議長(飯田義男君) 発議案第3号館山市大井地区山砂採取に関する意見書についてを議題といたします。

議案を配付いたさせます。

(議案配付)

◎議長(飯田義男君) 議案の配付漏れはありませんか。— 配付漏れなしと認めます。

議案の朗読を願います。

(書記朗読)

◎議長(飯田義男君) 朗読は終わりました。

議案の内容説明

◎議長(飯田義男君) 提出者の説明を求めます。

(19番議員川名正二君登壇)

◎19番(川名正二君) ただいま議題となりました発議案第3号館山市大井地区山砂採取に関する意見書についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、先ほど採択されました請願書の趣旨を体しまして、その願意を千葉県知事に要望いたしたく、8名の賛成者を得まして提出いたしました次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

◎議長(飯田義男君) 提案者の説明が終わりました。

質疑応答

◎議長(飯田義男君) これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（飯田義男君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討 論

◎議長（飯田義男君） これより討論を行います。

討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（飯田義男君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議長の報告

◎議長（飯田義男君） なお、この際申し上げます。各常任委員会における陳情審査結果が報告されております。お手元に配付の印刷書により御了承願います。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時52分 再開

(副議長、議長席に着く)

◎副議長(福原 勤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(議長飯田義男君退場)

日程の追加

◎副議長(福原 勤君) 議長飯田義男君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(福原 勤君) 御異議なしと認めます。よって、この際議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職について

◎副議長(福原 勤君) 議長辞職の件を議題といたします。

まず、辞職願を朗読いたさせます。

(書記朗読)

◎副議長(福原 勤君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。飯田義男君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(福原 勤君) 御異議なしと認めます。よって、飯田義男君の議長の辞職を許可することに決しました。

(飯田義男君入場)

飯田義男君のあいさつ

◎副議長(福原 勤君) この際、飯田義男君から発言を求められております。

暫時これを許します。

(28番議員飯田義男君登壇)

◎28番(飯田義男君) 2年間にわたりまして、私は皆さんの議長としての大役を務めさせていただいてまいりました。このたび一身上の都合で辞職願を提出いたしましたところ、快く御承知いただきまして、本当にありがとうございました。

顧みますと、2年間というのは短いようで非常に長い期間でもありまして、私は議長に就任の当初、やはり議長を仰せつかるからには、それなりにその代々の議長が一步でも二歩でも前進をさせて、議会活動の活性化と皆さんのために何らかの仕事をしなければいかんという一つの目標を立てて2年間一生懸命頑張ってまいりましたけれども、その志、必ずしも満足ではございませんけれども、精いっぱいやったという自分の気持ちの中で、さわやかな気持ちでやめさせていただくことができました。

今後一人の議員として皆さんとおつき合いをさせていただきますけれども、私は広く27人の方々と同じようにこれからおつき合いをさせていただきたいと思えます。そして、館山市の発展のために陰ながら微力をささげてまいる所存でございますので、旧に倍して御交誼を賜りますようお願い申し上げます、お礼の言葉といたしたいと思えます。

本当に2年間ありがとうございました。(拍手)

日程の追加

◎副議長(福原 勤君) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(福原 勤君) 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

議長の選挙

◎副議長（福原 勤君） これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎副議長（福原 勤君） ただいまの出席議員数は27人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

◎副議長（福原 勤君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎副議長（福原 勤君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（書記氏名点呼、投票）

◎副議長（福原 勤君） 投票漏れはありませんか。 — 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎副議長（福原 勤君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田沢勝信君及び榎本春光君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（立会人登壇、開票）

◎副議長（福原 勤君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち有効投票27票、無効投票なし。

有効投票中、林 豊君26票、神田守隆君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、林 豊君が議長に当選

されました。

ただいま議長に当選されました林 豊君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

議長のあいさつ

◎副議長（福原 勤君） この際、議長林 豊君を御紹介いたします。

（議長林 豊君登壇）

◎議長（林 豊君） ただいまの選挙の結果、不肖私が館山市議会の議長に就任をいたすことになりました。もとより浅学非才でございまして、果たしてその重責が果たし得るかどうか甚だ疑問ではございますが、賢明なる議員諸公の御支援と御協力によりまして、粉骨碎身その職を全うしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

◎副議長（福原 勤君） 以上で議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。（拍手）

（議長、議長席に着く）

◎議長（林 豊君） 暫時休憩をいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時22分 再開

◎議長（林 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（副議長福原 勤君退場）

日程の追加

◎議長（林 豊君） 副議長福原 勤君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、この際副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職について

◎議長（林 豊君） 副議長辞職の件を議題といたします。

まず、辞職願を朗読いたさせます。

（書記朗読）

◎議長（林 豊君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。福原 勤君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、福原 勤君の副議長の辞職を許可することに決しました。

（福原 勤君入場）

福原 勤君のあいさつ

◎議長（林 豊君） この際、福原 勤君から発言を求められております。暫時これを許します。

（20番議員福原 勤君登壇）

◎20番（福原 勤君） 一言お礼を述べさせていただきます。

1年間副議長として議長を補佐できないままに終わらせていただいたわけですが、これからは皆さん方と一議員として館山市の発展、また議会活動の活性化と、そういう面でひとつ活躍したいということを考えております。どうか今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただく次第でございます。

どうも大変ありがとうございました。（拍手）

日程の追加

◎議長（林 豊君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

副議長の選挙

◎議長(林 豊君) これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長(林 豊君) ただいまの出席議員数は27人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

◎議長(林 豊君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長(林 豊君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(書記氏名点呼、投票)

◎議長(林 豊君) 投票漏れはありませんか。 — 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長(林 豊君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田沢勝信君及び榎本春光君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(立会人登壇、開票)

◎議長(林 豊君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票27票、無効投票なし。

有効投票中、石井 謀君25票、神田守隆君1票、近藤好雄君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、石井 謀君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました石井 謀君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長のあいさつ

◎議長（林 豊君） この際、副議長石井 謀君を御紹介いたします。

（副議長石井 謀君登壇）

◎副議長（石井 謀君） 一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

ただいまたくさんの議員の方々から副議長という大役を仰せつかりました。非常にありがたく、感謝を申し上げる次第でございます。と同時に、身の引き締まるような気がいたします。

もとより浅学非才でございます。一生懸命に頑張らして、任を全ういたしたいと思っております。

幸いにして、議長に議会活動に非常に今までの経験がございます林議長のもとで副議長を務めさせていただくわけでございますが、いろいろと教えていただきまして、頑張りたいと思っております。

最後に、今まで副議長でございました福原議員と同様、御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

◎議長（林 豊君） 暫時休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午後 4時59分 再開

◎議長（林 豊君） 午後の出席議員数27名、休憩前に引き続き会議を開

きます。

日程の追加

◎議長（林 豊君） お諮りいたします。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員1名、千葉県競輪組合議会議員2名、安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員6名、館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員8名、三芳水道企業団議会議員8名がそれぞれ本日都合により辞任されました。

よって、それぞれ組合同規約の定めるところにより、これが補欠選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 異議なしと認めます。よって、それぞれ各組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙

◎議長（林 豊君） 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りをいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に飯田義男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました飯田義男君を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名の通り飯田義男君が安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました飯田義男君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙

◎議長(林 豊君) 千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りをいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(林 豊君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。千葉県競輪組合議会議員に石井昌治君、福原勤君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両議員君を千葉県競輪組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり石井昌治君、福原 勤君が千葉県競輪組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました石井昌治君、福原 勤君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙

◎議長（林 豊君） 安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は6名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りをいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に岩村勝弘君、生稲 陞君、山口康雄君、小宮利夫君、辻田 実君、黒川平治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました6議員君を安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり岩村勝弘君、生稲 陞君、山口康雄君、小宮利夫君、辻田 実君、黒川平治君が安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岩村勝弘君、生稲 隆君、山口康雄君、小宮利夫君、辻田 実君、黒川平治君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙

◎議長（林 豊君） 館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は8名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に永井龍平君、山崎雅己君、鈴木忠夫君、神田守隆君、横溝 功君、日下君敏君、渡辺昭夫君、近藤好雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました8議員君を館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名のとおり永井龍平君、山崎雅己君、鈴木忠夫君、神田守隆君、横溝 功君、日下君敏君、渡辺昭夫君、近藤好雄君が館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました永井龍平君、山崎雅己君、鈴木忠夫君、神田守隆君、横溝 功君、日下君敏君、渡辺昭夫君、近藤好雄君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

三芳水道企業団議会議員の補欠選挙

◎議長（林 豊君） 三芳水道企業団議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は8名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。三芳水道企業団議会議員に脇田安保君、田沢勝信君、庄司二三男君、鈴木勝美君、榎本春光君、山中金治郎君、石井 謀君、川名正二君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました8議員君を三芳水道企業団議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり脇田安保君、田沢勝信君、庄司二三男君、鈴木勝美君、榎本春光君、山中金治郎君、石井 謀君、川名正二君が三芳水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました脇田安保君、田沢勝信君、庄司二三男君、鈴木勝美君、榎本春光君、山中金治郎君、石井 謀君、川名正二君が議場におられ

ますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

常任委員会委員の選任について

◎議長（林 豊君） 日程第6、任期満了による常任委員会委員の改選を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、館山市議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これより各常任委員会委員の氏名を職員をして朗読いたさせます。

◎書記（兵藤恭一君） 朗読いたします。

総務委員会委員 山崎雅己さん、榎本春光さん、山中金治郎さん、日下君敏さん、辻田 実さん、黒川平治さん、渡辺昭夫さん、近藤好雄さん、林 豊さん。

文教民生委員会委員 永井龍平さん、田沢勝信さん、岩村勝弘さん、鈴木勝美さん、山口康雄さん、神田守隆さん、小宮利夫さん、石井 謀さん、流山源次郎さん。

建設経済委員会委員 脇田安保さん、庄司二三男さん、生稲 陞さん、鈴木忠夫さん、横溝 功さん、石井昌治さん、川名正二さん、福原 勤さん、飯田義男さん。

以上です。

◎議長（林 豊君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、各常任委員会委員に指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり各常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員会委員は、本日会議終了後それぞれ正副委員長の互選を行いますので、御了承願います。

この際、御報告申し上げます。

議会運営協議会に脇田安保君、田沢勝信君、庄司二三男君、鈴木忠夫君、

神田守隆君、山中金治郎君、小宮利夫君、日下君敏君、渡辺昭夫君、近藤好雄君、以上10議員君が選任されましたので、御報告いたします。

日程の追加

◎議長（林 豊君） お諮りいたします。

地域開発調査特別委員会委員9名、下水道調査特別委員会委員9名、館山駅周辺整備調査特別委員会委員8名が本日辞任し、各委員会とも全員が欠員となりました。この際、各特別委員会委員の選任を日程に追加し、選任を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、決しました。

特別委員会委員の選任について

◎議長（林 豊君） 特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任につきましては、館山市議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これより各特別委員会委員の氏名を職員をして朗読いたさせます。

◎書記（兵藤恭一君） 朗読いたします。

地 域 開 発 調 査特別委員会委員 脇田安保さん、庄司二三男さん、鈴木勝美さん、神田守隆さん、榎本春光さん、小宮利夫さん、福原 勤さん、黒川平治さん、近藤好雄さん。

下 水 道 調 査特別委員会委員 永井龍平さん、山崎雅己さん、山口康雄さん、山中金治郎さん、日下君敏さん、辻田 実さん、流山源次郎さん、渡辺昭夫さん。

館山駅周辺整備調査特別委員会委員 田沢勝信さん、岩村勝弘さん、生稲隆さん、鈴木忠夫さん、横溝 功さん、石井昌治さん、石井 謀さん、川名正

二さん、飯田義男さん。

以上です。

◎議長（林 豊君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり各特別委員会委員に指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり各特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各特別委員会委員は、本会議終了後それぞれ正副委員長の互選を行いますので、御了承願います。

閉 会 午後5時15分

◎議長（林 豊君） 以上で本定例会に付議されました案件は議了いたしました。

よって、これにて第2回市議会定例会を閉会いたします。

◎本日の会議に付した事件

- 1 継続審査について（議案第27号、議案第32号、議案第33号、請願第18号）
- 1 議案第43号乃至議案第48号
- 1 請願第17号、請願第19号
- 1 常任委員会委員の選任について
- 1 日程の追加・発議案第3号
- 1 日程の追加・議長辞職について
- 1 日程の追加・議長の選挙
- 1 日程の追加・副議長辞職について
- 1 日程の追加・副議長の選挙
- 1 日程の追加・安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙

- 1 日程の追加・安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・三芳水道企業団議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・特別委員会委員の選任について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

館山市議会議長

館山市議会議長

館山市議会副議長

館山市議会議員

館山市議会議員